

1. 件名

証明書交付手数料等の支払いにキャッシュレス決済等を導入します

2. 内容（目的，日時，場所，特徴等）

令和5年1月から，戸籍住民課及び納税課の窓口で発行する各種証明書の交付手数料等の支払いに，以下のとおり，キャッシュレス決済に対応した対面セミセルフレジを導入します。

※対面セミセルフレジ

職員との現金の受け渡しが不要で，利用客がレジに直接現金を入れることで自動精算により会計が完了するレジ。

(1) 目的

- ・窓口での現金の受け渡しが不要となり，支払いに係る時間や手間が軽減するとともに，支払手段の選択肢が増えることにより，市民の利便性の向上を図る。
- ・窓口での対面接触を減らして，新型コロナウイルス感染症等の感染症予防を図り，新しい生活様式に対応する。

(2) 利用開始時期

令和5年1月

(3) 利用できる窓口

戸籍住民課，納税課

※支所，連絡所の窓口では利用できません。

(4) 対象の手数料等**ア 戸籍住民課**

- ・住民票の写し，印鑑登録証明書等の窓口で交付している各種証明書の手数料
- ・マイナンバーカードの再発行手数料，電子証明書再交付手数料

イ 納税課

- ・所得・課税証明書等の窓口で交付している各種証明書の手数料
- ・臨時運行許可申請手数料
- ・弁償金（自動車臨時運行許可番号票及び原動機付自転車の標識の紛失等）

(5) 利用可能なキャッシュレス決済方法**ア クレジットカード**

VISA, Masters, JCB, アメリカン・エキスプレス, ダイナースクラブ, DISCOVER, 銀聯 ※一括払いのみ。

イ 電子マネー：Suica, PASMO 等の交通系（PiTaPa は使用できません），nanaco, WAON, QUICPay

※窓口でのチャージはできません。

ウ QRコード決済：PayPay, auPAY, 楽天ペイ, d払い

※キャッシュレス決済と現金の併用はできません。

3. 問い合わせ先（住所，電話，担当課等）

- ・八千代市総務部戸籍住民課 電話：047-421-6698
- ・八千代市財務部納税課 電話：047-421-6726